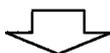


子ども・子育て支援新制度に向けた施策方針について

新制度導入の理由

背景には利用者目線からの疑問があった

- ・なぜ2つの制度に分かれ、自分の子どもが振り分けられるのか。
- ・利用者負担をはじめとする公的補助の仕組みが異なる。
- ・子どもが親の就労状態に応じて、幼保の間を行き来することを余儀なくされる。
- ・実際に行われていることに大きな違いはないのに、幼稚園に相当の空きがある一方で、保育所は待機児童が出るほど一杯になっている。



幼保一体化の推進による、利用者ニーズに応じた教育・保育の提供と待機児童の解消
認定こども園制度の改善（新しい幼保連携型認定こども園）による幼保一体化の促進
新制度による財政措置の枠組みの刷新、共通の給付の創設等

新制度に向けた本市の施策方針

○「静岡方式」の待機児童対策をパワーアップ（整備目標量 391 人→1,044 人）

認可保育所や小規模保育等の整備により保育定員を増やししながら、待機児童が完全に解消されるまでの間は、待機児童園で特に緊急性の高い児童を受け入れる、「静岡方式」の待機児童対策の整備目標量を大幅に上方修正し、新制度移行までの2年間に待機児童解消を強力に推し進めます。

○ 民間の幼稚園、保育所、認可外保育施設の新制度への移行を支援

民間の幼稚園、保育所の認定こども園への移行を支援するとともに、認可外保育施設についてもできる限り新制度の給付の対象となるように、認可保育所、小規模保育事業への移行を支援します。

○ 市立の幼稚園、保育所も新制度へ向け積極的に対応

市立の幼稚園、保育所については、保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育と保育を提供するという、新制度の趣旨を体現した利用者ニーズに応えられる施設をめざします。

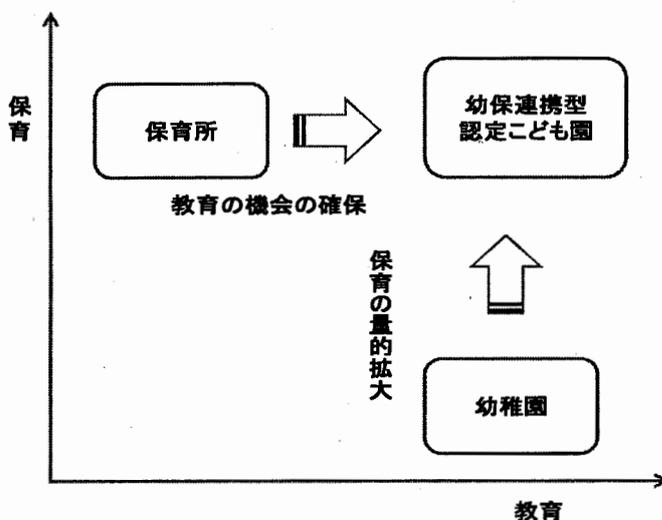
静岡市立幼稚園・保育所移行方針（案）※概要版

（1）検討の基本方向

「原則、すべての市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園をめざす」

【幼保連携型認定こども園のメリット】

- ・認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設
- ・保護者の就労状況等にかかわらず、質の高い教育・保育の一体的提供が可能
- ・子育て相談など地域のすべての子育て家庭を支援する施設



（2）移行方針

新制度が導入される平成27年度に市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園に移行することとし、同時にすべての市立園を子ども未来局の所管とする。

市立幼稚園のうち12園は、3歳以上の児童を対象とした認定こども園へ移行し、これまでの幼児教育に加え、保育の必要な児童には保育を行うこととする。（当分の間、0～2歳の児童の受入を行わない。）

市立保育所のうち45園は、0歳から5歳の児童を対象とした認定こども園へ移行し、3歳以上の児童には、これまでの保育に加え、幼稚園と同様の幼児教育を行うこととする。（ただし、当分の間、教育のみを必要とする児童の定員枠を設けない。）

児童数がきわめて少ない山間地の4園（井川、清沢、梅ヶ島、大川）は、小規模保育事業（定員6人から19人）を行うこども園へ移行し、幼児教育と保育の一体的提供を行うこととする。

（3）定員設定

市内の私立・市立各園の教育・保育の定員設定を行い、平成26年度中に策定する「静岡市子ども・子育て支援事業計画」において、供給量を取りまとめる。

市立園の定員の設定にあたっては、入所児童の継続入所が可能となるようにするとともに、私立園の移行施設形態等に配慮し、柔軟に対応するものとする。

(4) 施設の適正配置等の考え方

市立園の適正配置・民営化等については、市全体で進めるアセットマネジメントの計画策定・見直しの中で、以下の項目についての検討を行い、積極的に進めていく。

- ・近隣に複数園が所在する場合
- ・老朽化した施設の対応
- ・私立園との調整

(5) スケジュール

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市立幼稚園		移行準備	幼保連携型認定こども園 山間地以外				
市立保育所		移行準備	こども園 (小規模保育事業) 山間地				
定員設定・調整	設定		調整				
適正配置検討	検討						
統廃合・民営化	検討・実施						

(6) 市立園（公立施設として）の役割

新制度において、市立園は次の役割を担うものとする。

① 行政機関としての役割

行政が直接施設運営に携わることで、現場から得られる情報をもとに、教育・保育及び子育て支援のニーズや課題などを的確に把握し、ニーズに即した施策展開を図る。

② 研究実践を行う役割

教育・保育及び子育て支援の実践研究を行い、私立園との連携の中でその成果を還元し、本市の教育・保育及び子育て支援の質の向上を図る。

③ 民間だけでは対応が難しい取組を推進する役割

民間だけでは対応が難しい教育・保育及び子育て支援の取組について、公立園が積極的に担っていく。

- ・山間地のニーズへの対応
- ・特別な支援が必要な児童への対応
- ・子育て困難家庭への支援
- ・小規模保育の連携園を確保できない場合の受け皿としての役割 など

④ 災害時の緊急保育への対応や避難所としての役割

災害や感染症発生などにより市内各園が臨時休園する場合には、公立園が緊急保育を実施する。また、大規模な災害発生時には、要援護者（乳幼児のいる世帯）対象の避難所として機能させる。

子ども・子育て関連3法について

平成25年4月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スイス:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



3

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

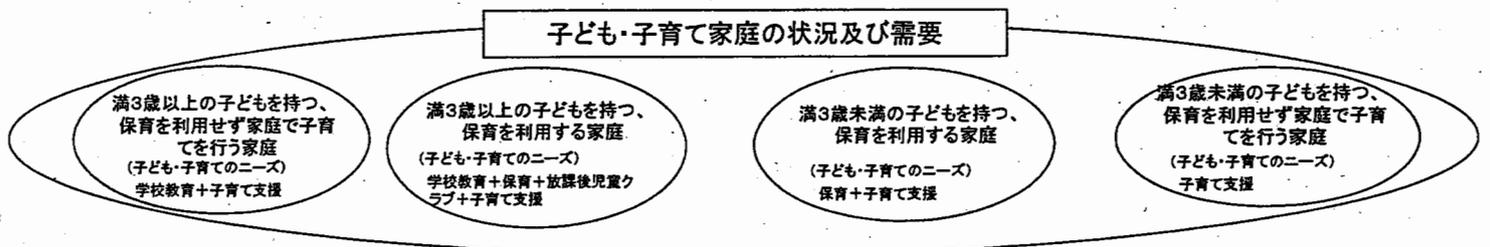
○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



4

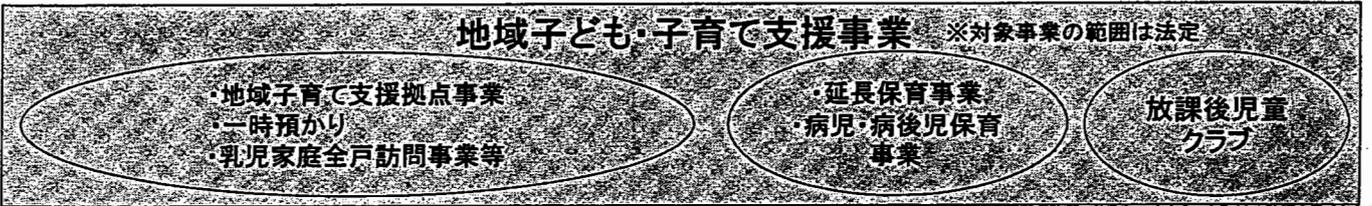
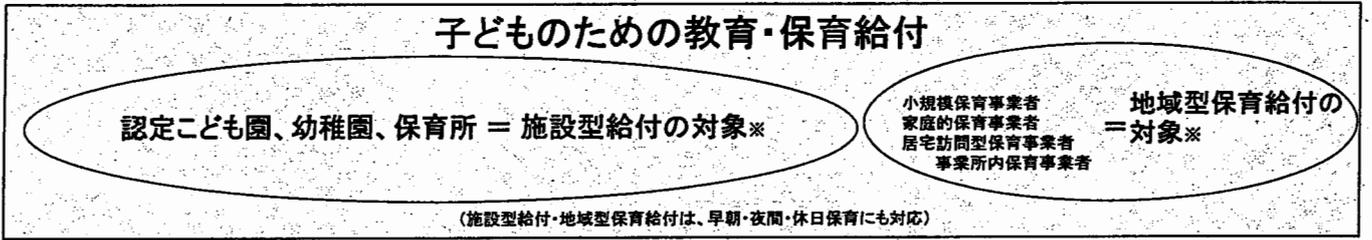
子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

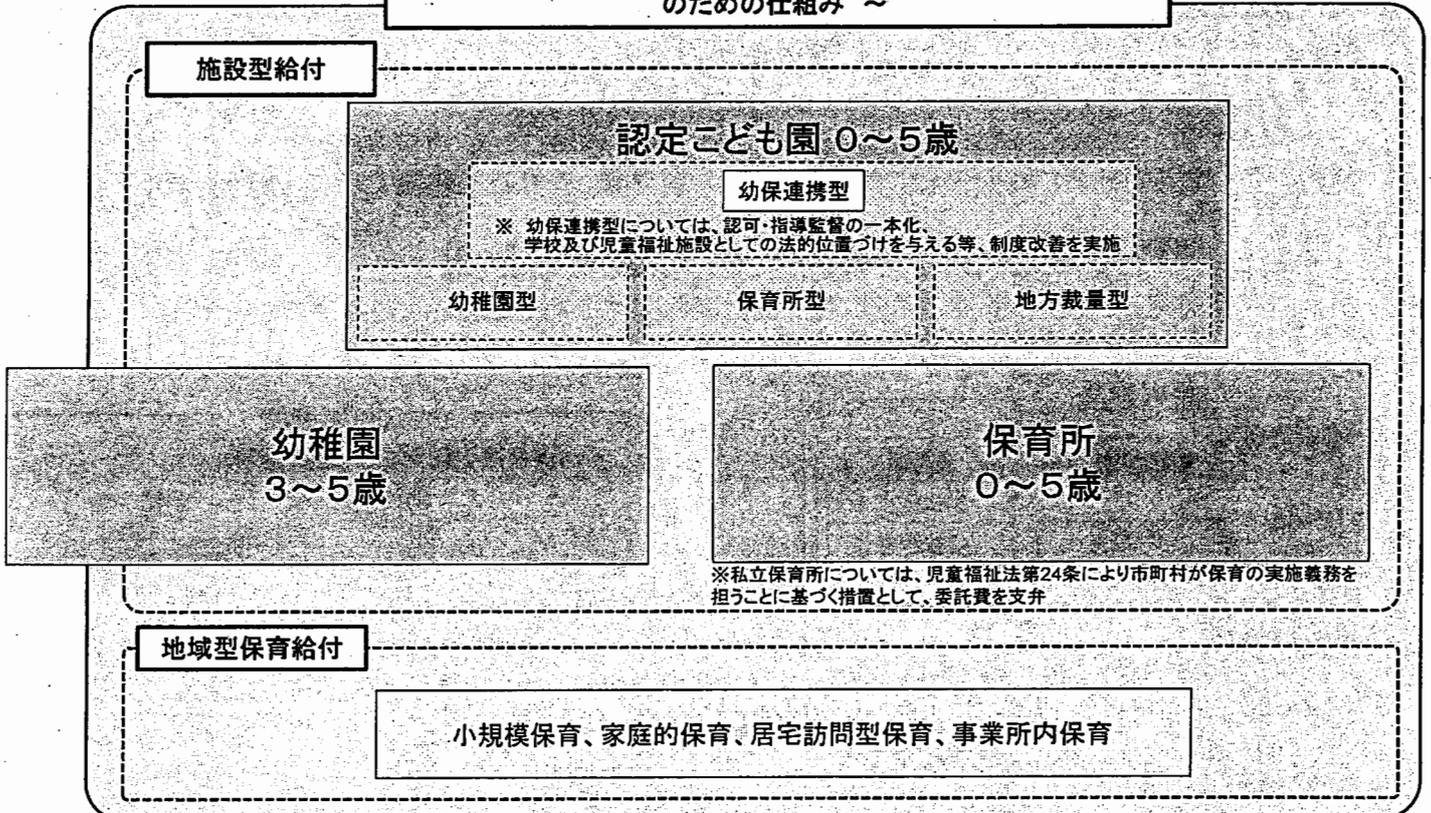
市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備



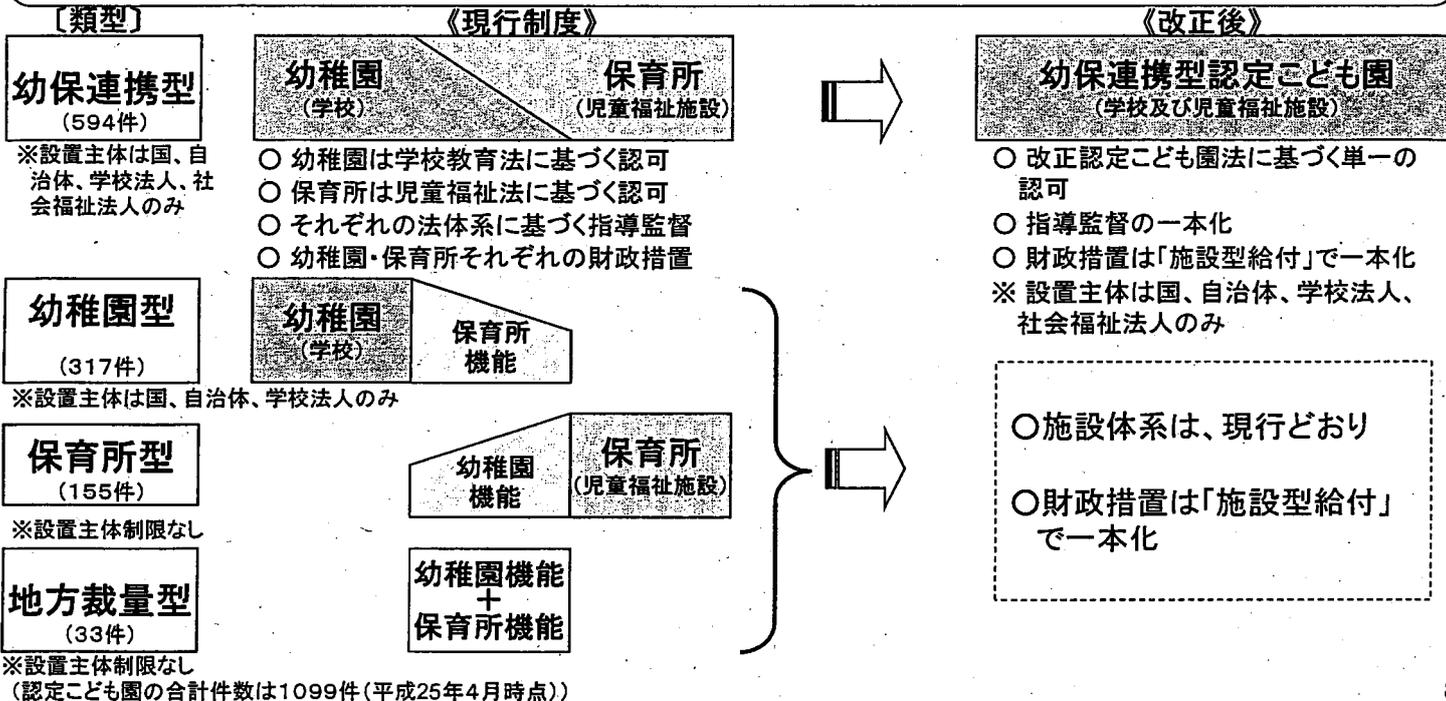
※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

子ども・子育て支援法 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～



認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

